自家用自動車有償運送に関する契約書（覚書）

　訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者である　　　　（以下「甲」という。）と自家用自動車有償運送許可を申請する　　　　（以下「乙」という。）は、甲が行う訪問介護サービス等と連続して、又は一体として甲の使用権原を有する自家用自動車による有償運送の取り扱いについて次のとおり契約（覚書）を締結する

（基本原則）

第１条

　　　　甲は、訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送において、甲の　　　使用権原を有する自家用自動車を使用するものとし、乙は、甲の指示のもと甲の使用権原を有する自家用自動車で輸送を行うものとする。

（使用期間）

第２条

　　　　前条の使用期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までと　　　する。

　２　　第１項の期間満了後も双方異議がない場合は、さらに期間を延長することができ　るものとし、以後この例による。

（損害賠償等）

第３条

　　　　この契約時点において、既に補償期間にある自動車保険（任意保険等を含む）に　　　ついては、甲の名義において継続するものとする。

　２　　前項における自動車保険（任意保険等を含む）の補償額は、最低限対人８０００万円以上、対物２００万円以上、搭乗者傷害又は人身傷害保険に付加加入することを条件とする。

　３　　事故等が発生した場合における補償については、甲が契約している自動車保険を　　　使用するものとする。

（運行管理等の業務）

第４条

　　　　甲は乙に対し、運行の開始前及び運行の終了時に点呼を行い必要な指示を行うと　　　ともに、業務に関する報告を受けるものとする。

　２　　利用者に対する乙が行う有償運送に関する運行管理及び運行の責任は甲が負うも　　　のとする。

（講習等の受講）

第５条

　　　　乙は、甲の行う事故防止、安全確保についての研修、講習等には率先して参加するものとする。

（車両等の整備）

第６条

　　　　甲は、車両の法定点検及び始業点検を自ら行うか、もしくは乙に対して確実に行　　　うよう指導するものとし、利用者に迷惑をかけないよう最善の配慮を行うものとす　　　る。

（車両の表示）

第７条

　　　　乙は、有償運送の実施にあたって車両の乗車定員を厳守するとともに、輸送に係　　　る車両であることを明確にするため、甲の指定した車両表示を行うものとする。

（事故等の対応）

第８条

 　　　乙は、常に安全管理に留意し、故障その他で事故の恐れがあるときは、直ちに適　　　切な処置を講じなければならない。

　２　　乙は、輸送活動中に事故が発生したときは、速やかに適切な対応を行うとともに、　　　甲に報告してその指示に従わなければならない。

 ３　　乙は、輸送活動における利用者からの苦情や改善等の提案があったときは、速や　　　かに適切な対応を行うとともに、甲に報告してその指示に従わなければならない。

（協議事項）

第９条

　　　　この契約に定めのない事項、又はこの契約の各条項の解釈について疑義が生じた　　　ときは、甲乙誠意を持って協議し解決するものとする。

以上、この契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　住所

 氏名又は名称

 代表者

 乙　　住所

 氏名

自家用自動車有償運送に関する契約書（覚書）

　訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者である　　　　（以下「甲」という。）と自家用自動車有償運送許可を申請する　　　　（以下「乙」という。）は、甲が行う訪問介護サービス等と連続して、又は一体として乙の使用権原を有する自家用自動車による有償運送の取り扱いについて次のとおり契約（覚書）を締結する

（基本原則）

第１条

　　　　甲は、訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送において、乙の　　　使用権原を有する自家用自動車を使用するものとし、乙は、甲の指示のもと乙の使用権原を有する自家用自動車で輸送を行うものとする。

（使用期間）

第２条

　　　　前条の使用期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までと　　　する。

　２　　第１項の期間満了後も双方異議がない場合は、さらに期間を延長することができ　るものとし、以後この例による。

（損害賠償等）

第３条

　　　　この契約時点において、既に補償期間にある自動車保険（任意保険等を含む）に　　　ついては、乙の名義において継続するものとする。

　２　　前項における自動車保険（任意保険等を含む）の補償額は、最低限対人８０００万円以上、対物２００万円以上、搭乗者傷害又は人身傷害保険に付加加入することを条件とする。

　３　　事故等が発生した場合における補償については、乙が契約している自動車保険を　　　使用するものとし、乙が契約している自動車保険で補償が賄われない場合は、甲の責任において補償するものとする。

（運行管理等の業務）

第４条

　　　　甲は乙に対し、運行の開始前及び運行の終了時に点呼を行い必要な指示を行うと　　　ともに、業務に関する報告を受けるものとする。

　２　　利用者に対する乙が行う有償運送に関する運行管理及び運行の責任は甲が負うも　　　のとする。

（講習等の受講）

第５条

　　　　乙は、甲の行う事故防止、安全確保についての研修、講習等には率先して参加するものとする。

（車両等の整備）

第６条

　　　　甲は、車両の法定点検及び始業点検を自ら行うか、もしくは乙に対して確実に行　　　うよう指導するものとし、利用者に迷惑をかけないよう最善の配慮を行うものとす　　　る。

（車両の表示）

第７条

　　　　乙は、有償運送の実施にあたって車両の乗車定員を厳守するとともに、輸送に係　　　る車両であることを明確にするため、甲の指定した車両表示を行うものとする。

（事故等の対応）

第８条

 　　　乙は、常に安全管理に留意し、故障その他で事故の恐れがあるときは、直ちに適　　　切な処置を講じなければならない。

　２　　乙は、輸送活動中に事故が発生したときは、速やかに適切な対応を行うとともに、　　　甲に報告してその指示に従わなければならない。

 ３　　乙は、輸送活動における利用者からの苦情や改善等の提案があったときは、速や　　　かに適切な対応を行うとともに、甲に報告してその指示に従わなければならない。

（協議事項）

第９条

　　　　この契約に定めのない事項、又はこの契約の各条項の解釈について疑義が生じた　　　ときは、甲乙誠意を持って協議し解決するものとする。

以上、この契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　住所

 氏名又は名称

 代表者 印

 乙　　住所

 氏名 印

自家用自動車有償運送に関する契約書（覚書）

　訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者である　　　　　（以下「甲」という。）と自家用自動車有償運送許可を申請する　　　　　（以下「乙」という。）、自家用自動車の使用権限を有する　　　　　（以下「丙」という。）は、甲が行う訪問介護サービス等と連続して、又は一体として丙の使用権原を有する自家用自動車による有償運送の取り扱いについて次のとおり契約（覚書）を締結する

（基本原則）

第１条

　　　　甲は、訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送において、丙の　　　使用権原を有する自家用自動車を使用するものとし、乙は、甲の指示のもと丙の使用権原を有する自家用自動車で輸送を行うものとする。

（使用期間）

第２条

　　　　前条の使用期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までと　　　する。

　２　　第１項の期間満了後も双方異議がない場合は、さらに期間を延長することができ　るものとし、以後この例による。

（損害賠償等）

第３条

　　　　この契約時点において、既に補償期間にある自動車保険（任意保険等を含む）に　　　ついては、丙の名義において継続するものとする。

　２　　前項における自動車保険（任意保険等を含む）の補償額は、最低限対人８０００万円以上、対物２００万円以上、搭乗者障害又は人身障害保険に付加加入することを条件とする。

　３　　事故等が発生した場合における補償については、丙が契約している自動車保険を　　　使用するものとし、丙が契約している自動車保険で補償が賄われない場合は、甲の　　　責任において補償するものとする。

（運行管理等の業務）

第４条

　　　　甲は乙に対し、運行の開始前及び運行の終了時に点呼を行い必要な指示を行うと　　　ともに、業務に関する報告を受けるものとする。

　２　　利用者に対する乙が行う有償運送に関する運行管理及び運行の責任は甲が負うも　　　のとする。

（講習等の受講）

第５条

　　　　乙は、甲の行う事故防止、安全確保についての研修、講習等には率先して参加するものとする。

（車両等の整備）

第６条

　　　　甲は、車両の法定点検及び始業点検を自ら行うか、もしくは乙に対して確実に行　　　うよう指導するものとし、利用者に迷惑をかけないよう最善の配慮を行うものとす　　　る。

（車両の表示）

第７条

　　　　乙は、有償運送の実施にあたって車両の乗車定員を厳守するとともに、輸送に係　　　る車両であることを明確にするため、甲の指定した車両表示を行うものとする。

（事故等の対応）

第８条

 　　　乙は、常に安全管理に留意し、故障その他で事故の恐れがあるときは、直ちに適　　　切な処置を講じなければならない。

　２　　乙は、輸送活動中に事故が発生したときは、速やかに適切な対応を行うとともに、　　　甲に報告してその指示に従わなければならない。

 ３　　乙は、輸送活動における利用者からの苦情や改善等の提案があったときは、速や　　　かに適切な対応を行うとともに、甲に報告してその指示に従わなければならない。

（協議事項）

第９条

　　　　この契約に定めのない事項、又はこの契約の各条項の解釈について疑義が生じた　　　ときは、甲乙誠意を持って協議し解決するものとする。

以上、この契約締結の証として本書３通を作成し、甲乙丙各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　住所

 氏名又は名称

 代表者

 乙　　住所

 氏名

　　　　　　　丙　　住所

 氏名